

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和元年 11 月 27 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

3件

国 民 年 金 関 係

2件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900197号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900037号

第1 結論

平成8年1月から平成17年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成8年1月から平成17年3月まで

私は、前回、「平成8年1月に会社を退職して国民年金に加入し、A市役所から国民年金保険料の納付書が送られてきたので、B銀行のC市にあった支店で国民健康保険の保険料と一緒に国民年金保険料を納付したことは間違いはない。A市からD市に転居した平成16年10月以後の国民年金保険料は、当時の妻が支払っていたと思う。以前、年金事務所に同様の調査依頼をしたが、銀行への調査を行っていないとのことだったので、納得できない。請求期間に係る国民年金保険料の納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。」として、訂正請求を行ったが訂正は認められなかった。

請求期間が未納とされていることに、納得できない。納付しているのは、間違いないので再度訂正請求をした。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) 請求者がA市に居住していた当時、請求期間の国民年金保険料を納付したとするB銀行の支店は、請求者が記憶している場所から判断すると同銀行のE営業部であると推認できるところ、同営業部は、請求期間当時の国民年金保険料の収納記録等は保存期間経過のため既に廃棄しており確認することができないと陳述していること、ii) 請求者は、D市に転居した平成16年10月以後の国民年金保険料は、当時の妻が支払っていたと思うとしているが、請求者がその妻への照会を希望していないことから、当時の事情を聴取できないため、当該期間に係る保険料の納付状況は不明であること、iii) 請求期間は約9年間と長期間にわたり、金融機関及び行政機関が同一人に対してこれほど長期間の事務処理を誤ったとは考え難いこと、iv) 基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間については、年金記録における事務処理の機械化が促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の管理について過誤が生じる可能性は低いことなどが

ら、既に平成 30 年 8 月 24 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

しかしながら、請求者は、前回の請求と同じ請求内容で、再度訂正請求を行っているものである。

今回、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900335号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900038号

第1 結論

昭和36年6月から平成元年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和36年6月から平成元年5月まで

私は、私の国民年金について、自分では行っていないが、同居していた内縁の妻が加入手続きを行い、保険料を納付してくれたと思っている。ただ、内縁の妻は亡くなっており、私も同居期間を具体的には覚えておらず、請求期間を昭和36年6月から平成元年5月までの期間としたが、国民年金の加入手続き時期や保険料の納付期間は、はっきりしない。

調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、内縁の妻が同居中に、請求者の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれたと思うとして、336か月(28年)に及ぶ長期間を請求期間として訂正請求を行っている。

しかしながら、請求者は、内縁の妻は既に亡くなっていると陳述しており、請求者の国民年金について、内縁の妻が加入手続きを行ったとする時期及び保険料を納付したとする期間等を聴取することができないことから、請求者の国民年金の加入手続き及び保険料の納付状況は不明である。

また、請求期間において、請求者の国民年金の加入手続きが行われていた場合には、請求者に対して国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)が払い出されていたことになるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索を行ったところ、請求者に対して、国民年金番号が払い出された形跡が見当たらず、請求者に係る国民年金の加入手続きは行われていなかったと考えられることから、請求期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900303号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900073号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成8年4月1日から同年7月1日まで

A社に勤務していた期間における厚生年金保険の加入記録がない。請求期間の給与から厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社に係る雇用保険の加入記録により、請求者は請求期間のうち、平成8年4月1日から同年6月18日まで同社に勤務していたことが認められるところ、同年6月19日から同年7月1日までの期間については、雇用保険の加入記録は確認できない。

また、請求者が同期入社であったと記憶する者は、請求者とは同期入社であるが、自身は入社後まもなく退社したので、請求者がいつまで勤務していたかは不明であると回答しており、この同僚一人のほか、同僚照会により、請求者と同期入社であったと回答している二人も、請求者がいつまで勤務していたかは不明であると回答していることから、請求期間に係る請求者の勤務実態を確認することができない。

さらに、請求者と同様に平成8年4月1日にA社に係る雇用保険の被保険者資格を取得している同僚が17人確認できるところ、オンライン記録により、厚生年金保険の被保険者記録がある者16人の厚生年金保険の被保険者資格取得年月日は、15人が平成8年6月26日、一人が同年5月8日であり、全員が雇用保険の被保険者資格取得年月日より後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、請求期間当時の事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除を行ったか否かについては不明と陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。